



# 長野県報

4月9日(木)  
令和2年  
(2020年)  
第96号

## 目 次

### 告 示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療政策課）	1
液化石油ガス販売事業者の認定（産業技術課）	1
保安林の指定施業要件の変更予定（森林づくり推進課）	1
基本測量の実施（建設政策課）	2
基本測量の終了（建設政策課）	2
公共測量の実施（2件）（建設政策課）	2
公共測量の終了（7件）（建設政策課）	2
地方自治法に基づく包括外部監査契約の締結（監査委員事務局）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4

### 公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	5
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	6
随意契約の相手方の決定（建設政策課技術管理室）	7
随意契約の相手方の決定（会計課）	7
特定調達契約に係る一般競争入札（医療政策課）	7



### 長野県告示第176号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和2年4月9日

長野県知事 阿部守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
特定医療法人 新生病院	上高井郡小布施町大字小布施851番地	令和5年4月10日

医療政策課

### 長野県告示第177号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定しました。

令和2年4月9日

長野県知事 阿部守一

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所又は所在地	認定年月日
上伊那農業協同組合 代表理事組合長 御子柴 茂樹	伊那市狐島4291番地	令和2年3月27日

産業技術課

### 長野県告示第178号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和2年4月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
飯田市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第179号**

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年4月9日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

基本測量（基準点現況調査、航空重力測量）

## 2 作業期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

## 3 作業地域

基準点現況調査 中野市、上高井郡高山村

航空重力測量 県内全域

建設政策課

**長野県告示第180号**

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年4月9日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

基本測量（航空重力測量）

## 2 作業期間

令和元年5月7日から令和2年3月19日まで

## 3 作業地域

長野県全域

建設政策課

**長野県告示第181号**

国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施す

る旨の通知がありました。

令和2年4月9日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量（用地測量）

## 2 作業期間

令和2年2月5日から令和2年10月30日まで

## 3 作業地域

伊那市高遠町

建設政策課

**長野県告示第182号**

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年4月9日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

## 2 作業期間

令和2年4月1日から令和2年7月31日まで

## 3 作業地域

松本市

建設政策課

**長野県告示第183号**

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年4月9日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

航空レーザ計測

## 2 作業期間

令和元年8月31日から令和2年2月28日まで

## 3 作業地域

松本市、大町市、北安曇郡小谷村

建設政策課

**長野県告示第184号**

国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年4月9日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

航空レーザ測量（地図情報レベル1000）

## 2 作業期間

令和元年9月20日から令和2年3月25日まで

## 3 作業地域

下水内郡栄村

## 2 作業期間

令和元年5月8日から令和2年3月27日まで

## 3 作業地域

塩尻市全域（山岳地を除く）

建設政策課

建設政策課

**長野県告示第185号**

国土交通省中部地方整備局中部技術事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年4月9日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

航空レーザ測量

## 2 作業期間

令和元年8月27日から令和2年3月16日まで

## 3 作業地域

飯田市、塩尻市、下伊那郡阿智村、下伊那郡平谷村、下伊那郡根羽村、下伊那郡喬木村、木曽郡上松町、木曽郡南木曽町、木曽郡木曽町、木曽郡木祖村、木曽郡大桑村

建設政策課

**長野県告示第186号**

中野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年4月9日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

## 2 作業期間

令和元年7月1日から令和2年3月25日まで

## 3 作業地域

中野市

建設政策課

**長野県告示第187号**

塩尻市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年4月9日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

## 2 作業期間

令和元年5月8日から令和2年3月27日まで

## 3 作業地域

塩尻市全域（山岳地を除く）

建設政策課

**長野県告示第188号**

下諏訪町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年4月9日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

## 2 作業期間

令和元年5月8日から令和2年3月24日まで

## 3 作業地域

諏訪郡下諏訪町（山岳地を除く）

建設政策課

**長野県告示第189号**

松本市岡田東土地区画整理組合理事長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年4月9日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

基準点測量

## 2 作業期間

令和2年1月20日から令和2年3月24日まで

## 3 作業地域

松本市

建設政策課

**長野県告示第190号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年4月9日

長野県知事 阿部 守一

## 1 包括外部監査契約の期間の始期

令和2年4月1日

## 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

## 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

(1) 氏名 柴田博康

(2) 住所 長野県松本市蟻ヶ崎台18番11号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に精算払。ただし、必要に応じ概算払を行う。

監査委員事務局

**長野県飯田建設事務所告示第11号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年4月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年4月9日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 飯田南木曾線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市砂押町3丁目1330番の1地先から 飯田市大休166番の1地先まで	旧	m 5.5~11.7	km 0.5624
同上	新	m 10.9~14.0	km 0.5624

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 上片桐停車場線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡松川町諏訪形3173番の2地先から 下伊那郡松川町諏訪形3173番の6地先まで	旧	m 4.6~6.1	km 0.0450
同上	新	m 5.1~6.9	km 0.0450

道路管理課